平成２３年（フ）第１０３号
茨城県ひたちなか市大字稲田1311番地６稲田住宅15号
債務者　高橋　　睦（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５０号
茨城県つくば市田中1784番地２
債務者　江戸　勝美
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第５１号
茨城県つくば市竹園３丁目21番地１　510棟617号
債務者　有賀　義一
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３７号
山梨県南アルプス市下高砂217番地１、住民票上の住所山梨県韮崎市大草町下條西割563番地
債務者　穴水　憲一
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７号
山梨県甲州市勝沼町等々力2328番地16
債務者　金子　正人
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４９号
山梨県南アルプス市西野2600番地　グランドハイツ西野Ｃ102
債務者　佐野　民子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６８号
岐阜県本巣郡北方町長谷川西３丁目17番地の３
債務者　福田　有紀（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１８号
愛知県春日井市上条町５丁目43　エスポワール２―201号室、住民票上の住所名古屋市西区赤城町28番地の１　アーバンハイム赤城201号
債務者　堤　　弘人
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４３号
名古屋市北区大曽根４丁目８番66号
債務者　坪井　孝子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４７号
名古屋市天白区元植田１丁目2223番地　エルピーダロフォス103号室、住民票上の住所名古屋市天白区元植田３丁目205番地　レオパレス元植田201号
債務者　安形敏江こと安形さと子こと　伊藤さと子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４１号
愛知県大府市共和町７丁目141番地　コーポアイマル101号
債務者　藤原　照美
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８３号
名古屋市港区稲永５丁目10番７―203号西稲永荘
債務者　大橋きみ子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９０号
滋賀県高島市今津町大供11番地２　サニーヒル今津Ⅱ202号、前住所滋賀県高島市今津町大供大門１丁目６番地22
債務者　山口由美子（旧姓貝本）
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５０号
滋賀県湖南市岩根678番地553、前住所滋賀県高島市安曇川町青柳2032番地187
債務者　松廣　敏也
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１２号
大津市大平２丁目31番10―501号
債務者　船水　撤也
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３号
滋賀県湖南市三雲733番地１
債務者　谷口　慎一
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
大津地方裁判所民事部